

○公平委員会設置条例

制定 昭和37年12月5日 条例第6号

改正 平成5年3月3日 条例第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき，豊中市伊丹市クリーンランドに公平委員会を設置する。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成5年3月3日条例第1号）

この条例は，平成5年4月1日から施行する。